

第2回原子力委員会臨時会議議事録

1. 日 時 2014年1月17日（金）10：30～11：42
2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階443会議室
3. 出席者 原子力委員会
近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員
内閣府原子力被災者生活支援チーム
戸高参事官
経済産業省資源エネルギー庁
上田事故汚染水対策官
内閣府
板倉参事官
4. 議 題
 - (1) 原子力災害からの福島復興の状況について
 - (2) その他
5. 配付資料
 - (1-1) 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」ポイント
 - (1-2) 原子力災害からの福島復興加速に向けて
 - (1-3) 廃炉・汚染水問題に関する予防的・重層的な追加対策
 - (1-4) 東京電力(株)福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策
 - (2) 第40回原子力委員会臨時会議議事録
6. 審議事項
(近藤委員長) おはようございます。第2回の原子力委員会臨時会議を開催いたします。
議題は、原子力災害からの福島復興の状況について、御説明いただくことです。

それでは、事務局からお願いします。

(板倉参事官) 1つ目の議題でございます。原子力災害からの福島復興の状況につきまして、内閣府原子力被災者生活支援チーム戸高参事官並びに経済産業省資源エネルギー庁の上田事故汚染水対策官から御説明をお願いいたします。

(戸高参事官) 内閣府原子力被災者生活支援チームの戸高でございます。よろしくお願いたします。

私のほうから、昨年12月20日に原子力災害対策本部決定及び閣議決定をいたしました「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を御説明させていただきます。

お手元にパワーポイントのポイント資料と閣議決定の本文、この1-1号という資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

1ページおめぐりいただきたいと思っております。今回の閣議決定のポイントでございますけれども、原子力災害からの福島復興を一層加速化させるための政府としての大きな方向性を示すために閣議決定を行ったものでございます。

資料にございますように、政権の福島再生の基本方針は、東日本大震災からの一日も早い復興・再生を最優先する。とりわけ原子力災害からの福島の復興・再生に向けて全力をあげて取り組むということございまして、昨年を取組として、2. にありますような取組をしてまいりました。

1つは、12市町村での区域の見直しでございます。これにつきましては、発災以来、区域見直しについて地元の市町村と協議を重ねてまいりましたけれども、昨年8月7日に川俣町の区域見直しが完了いたしまして、12市町村すべてで区域見直しが完了したところでございます。これによりまして、その次の新しい段階に入ったということでございます。

この区域見直しを踏まえて、これからは帰還ということになってまいりますが、帰還に当たってはやはり放射線の不安、影響に対する不安、それに対する対策といったものが重要になってまいります。左側の箱にあります線量水準に応じた防護措置の検討と言いますのは、放射線に対する不安対策を具体化するものでございます。

昨年8月に原子力規制委員会に、帰還に向けた安全・安心対策に関するチームを発足いただきまして、11月下旬に基本的な考え方をまとめていただいたところでございます。ポイントといたしましては、2つございまして、帰還後につきましては住民の片が実際に生活をされるということになりますので、個人線量を重視した考え方で対策を打っていくということです。

もう一つは、また、健康不安対策を充実しながら、生活される中で長期的に年間1ミリシーベルトを目指していくということを基本的な考え方として提出いただきまして、今回の本部決定におきましては、こういった考え方を踏まえた具体的な政府の取組についてもあわせて閣議決定を行ったところでございます。

もう1点のポイントが賠償の追加の検討でございます。昨年の5月、6月に文部科学省の原子力賠償紛争審査会の先生方が現地調査をされました。地元の住民の方、首長さんからも住宅に関する課題、そしてまた早期に帰還がなかなか難しい方々が出てきている中で、新しい賠償指針をつくるということで検討が開始されたところでございます。

資料の中では、12月26日、指針決定予定となっておりますけれども、実際に12月26日に追加指針の決定がなされているところでございます。ポイントは、12月9日の案というところを書いてあります3点でございまして、帰還される際に、住居建替え、修繕といったことについての追加賠償を行うということ。また、新しいところで生活をされる、新生活拠点の場合の住居取得、元にいた御自宅に関する賠償はあるわけではございますが、それでは移住先の住宅確保について十分ではないということでもありますので、土地としてまた建物についての追加賠償といったものも行うということでございます。

そして、帰還困難区域等に住んでおられた住民の方々の精神的損害について、故郷を喪失することに伴う精神的損害、慰謝料といったものも新たに設けられて、その一括賠償を行うことなどがこの指針の骨子としてまとめられて、実際の決定に至ったということでございます。

3点目が、汚染水問題の対応でございまして、9月に基本方針を設定いたしまして、閣僚会議を立ち上げまして、対策について検討してまいりました。12月20日の閣議決定の同日に廃炉・汚染水問題に関する追加対策を取りまとめたところでございます。

こういったそれぞれの検討の結果を踏まえまして、また与党から福島再生に関する提言を3度にわたっていただいたということも踏まえて今回取りまとめを行ったところでございます。

閣議決定の基本的な方向性は3点、1点目が早期帰還の支援と新生活支援の両面で福島を支えていくということ。2点目が大前提となる福島第一原発の事故収束に向けた取組を強化する。3点目が国が前面に立って福島再生を加速する。国と東電の役割分担について明確にしていく。これが3つの基本的な方向性でございます。

具体的な中身につきまして、2ページ以降で御説明をさせていただきます。2ページ目は、

早期帰還支援、新生活支援の両面からの福島支援でございます。

右に地図がございますけれども、区域再編、区域見直しを行った状況での現在の地図であります。見ていただきますと、比較的線量が低い地域で避難指示解除準備区域となっており、除染が既に完了しているところ、そしてまた完了が間近なところが出ておりました。今後、避難指示の解除に向け、住民の皆さま方、そしてまた自治体との協議というのをしっかりやっていくという具合になっております。

他方で、この赤で色をつけたところにつきましては、帰還困難区域でございまして、放射線量の低下に相当な時間を要する地域、この両面について取組を拡充したところでございます。

左上を御覧いただければと思いますが、避難指示解除準備区域と居住制限区域を念頭に置いて、避難指示解除、帰還に向けた取組の拡充を行ったところでございます。

①安全・安心対策につきましては、先ほど御説明した規制委員会の基本的な考え方を踏まえまして、具体的な対策を盛り込んだところでございます。被ばく低減策、また健康相談、それぞれの地元でのきめ細かい相談に応じる相談員制度の創設等々や、リスクコミュニケーションの充実といったことも含めて包括的な安全・安心対策を決定いたしました。関係の予算を確保した上で、それぞれの事情に応じたきめ細かい対応をこれからしっかりと取り組んでいって、住民の方の安心につなげていくという取組をしっかりとやっていくことにいたします。

②の賠償の追加につきましては、帰還される際の住宅の修繕等々ございますので、それに関する賠償についても追加をいたします。

③が政策上の支援でございまして、今回の25年度の補正予算案におきまして、福島再生加速化交付金の創設をしております。この交付金により帰還に向けた様々な環境整備を行っていく。それぞれの市町村で事情が違いますので、そのニーズに応じたきめ細かい対応を行う。非常に網羅的なメニューを用意して、その中で選べるような仕組みを今回つくっていただいているところでございます。

④は除染でございまして、復興の動きと連携した除染をしっかりとやっていく。そしてまた現在計画されている除染実施後の取組について、公共事業的観点から取り組んでいくということを盛り込んでおります。こういった取組を行いながら、地元としっかりと協議をしながら避難指示解除の具体化を進めていくというのが取組の拡充でございます。

下のところを御覧いただければと思います。新たな生活の開始に向けた支援の拡充でござ

います。1点目は、新生活に必要な十分な賠償の追加でございます。移転先での新しい生活設計が可能となるような、そういった選択肢がとれるような賠償について追加しております。住宅確保、そしてまた慰謝料といったものについて十分な賠償の追加を行うことによって、そういった選択をされる住民の方にも十分な手当ができるようにしたところでございます。

②が、復興拠点の整備でございます。現在でも避難先でのコミュニティの整備という観点から復興拠点を整備しており、また復興公営住宅の整備を行っておりますけれども、区域内外でその復興に当たっての拠点をつくっていくということが今後大事になってくるということでございます。

③は、今後の除染等々の取扱いの検討でございます。現在、避難困難区域でのモデル事業を行っております。そういった結果も踏まえながら今後の除染の取扱いについては、今後の地域づくりとも密接に絡む点でございますので、そういったものも踏まえながら検討していくということにしております。同時に、これらの地域につきましては、地元とともに、中長期・広域の将来像を検討していく段階に入っております。これを地元ともしっかりと検討するということをポイントとしております。

3ページ目を御覧いただければと思います。事故収束に関する万全な対応としての廃炉・汚染水対策でございます。これにつきましては、後ほど詳しい御説明をさせていただきますけれども、廃炉については安全を確実に進めるということ。汚染水問題について、国が前面に出て、対策を実行するというのが基本的な考え方でございます。国の取組として、予防的・重層的な取組を今回決定いたしました。

②として、これは国の司令塔機能の強化という観点から、関係の会議がございましたけれども、関係閣僚会議に統合、一本化するということで、司令塔機能を強化するということを今回決定いたしました。

また、廃炉推進に向けましては、新たな支援体制の構築といったものも盛り込んでおまして、廃炉支援業務と賠償支援業務の連携の強化ということについて、原賠機構の活用も含めて検討するということでございます。

東京電力の取組につきましては、廃炉汚染水対策は最優先の課題でございますので、可及的速やかに社内分社化を行う。また、システム改革を踏まえた発電・送配電・小売事業の子会社化を行うということもあわせて盛り込んでおります。

4ページ目を御覧いただければと思います。3点目は、国と東電の役割分担の明確化。具体的には賠償、除染、中間貯蔵費用という福島再生に必要な不可欠な事業について、十分な資

金的手当てが必要なわけでございますけれども、その際に福島再生を滞りなく進めるためには、国と東電の役割分担を明確化する必要があるという状況でございます。そういった役割分担を踏まえて、国民負担を最大限に抑制しながら電力の安定供給と福島再生を両立するというところでございます。

基本的な枠組みにつきましては、賠償については最後の一人まで東京電力の責任によって適切に行う。実施済み、計画されている除染・中間貯蔵施設の費用については、これまでと同様、除染特措法に基づいて東電に求償される。必要となる資金繰りということでございますけれども、下にあるような現在計画されている除染費用、2.5兆円分、そしてまた中間貯蔵費用の相当分、1.1兆円を含めて、また賠償の追加分もございますので、そういったものも踏まえて、交付国債枠の増加、5兆円から9兆円の枠の増加といったことを行っております。

負担の在り方につきましては、この除染費用の相当分については、東京電力への求償の上で、東京電力の株式の売却益によって回収を図っていくということにしております。

中間貯蔵費用につきましては、同じく求償とした上で、エネルギー特会から原賠機構に交付する資金によって回収する。長期にわたって回収するということが決定されております。

こういった新たな負担の在り方についての大前提は、東京電力の改革でございまして、電力システム改革を先取りした企業価値を高めることによって、除染費用相当分の早期回収・国民負担の抑制を実現してもらおう。金融機関の関与・協力も不可欠でございまして、こういった取組が相まって福島再生を加速させていく原動力になっていくということが求められております。

最後に、5ページ目でございます。今回のこの方針は、これまでの取組をまとめて、こういった方針に基づいてそれぞれの各省庁がしっかりと課題に取り組んでいくということでございまして、これから地元、自治体と十分に協議いたしまして、復興の道筋を順次具体化していくということでございます。

まず、避難指示解除と早期帰還の実現に向けて、しっかりと協議するというところであります。また、帰還困難区域を始めとした地域につきましては、中長期・広域の地域の将来像の具体化といったものもあわせて十分協議をしながら進めていくということでございまして、今後、こういった方針に基づきましてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

(上田対策官) 続きまして、廃炉・汚染水問題に関する予防的、重層的な対策について御説明

いたします。資源エネルギー庁の上田でございます。

お手元の資料の第1-3の素案と1-4と2つございますけれども、要約をした1-3のほうを使って御説明いたします。先ほどの御説明にございましたように、昨年9月の減災本部等での策定を踏まえまして、その時点で取り組んでいる対策が仮にうまくいかなかった場合ということも想定して、予防的、重層的な対策を講じるべきということで、汚染水処理対策委員会の中で、具体的な対策についての検討を進めてきたということでございます。

概略を簡単に御説明いたしますと、3つのカテゴリーに分けまして、汚染源を取り除く、汚染源に水を近づけない、汚染水を漏らさないという3つの中で、これまでにとってきた対策に加えて、どういう対策があり得るのかということで検討を進めてまいりました。

具体的な内容につきまして、まず1番目の取り除くというところについては、これまでの海側のトレンチ内での高濃度の汚染水、汲み上げ・閉塞の作業、あるいはALPSによる汚染水の浄化、更に国費を使って高性能な、特に廃棄物が少ないという多核種除去設備、これの開発を行ってきたということでございます。

これに加えまして、更にこれは平成26年の半ばの運用を目指して、多核種除去設備のさらなる増設ということ。更には、タンクの漏えいといった事象を踏まえまして、土壌中のストロンチウムの保守。更に港湾内の海水の浄化といったようなことについても取り組んでいくということでございます。

2点目の、汚染源に水を近づけないというところでございます。これまでも地下水流入抑制策といたしまして、地下水バイパス、サブドレイン、更に凍土方式による陸側遮水壁の設置等々の対策を進めてきたところでございます。

これに加えまして、更に広域的な舗装、表面遮水と書いてございますけれども、フェーシングをかなり広い範囲で行っていくという対策。あるいは、追加的な遮水とその内側を舗装するといったようななどちらかの対策、これを講ずるべきではないかということでございます。その間に、地表面の除染等の線源の低減、これもしっかり考慮して実施していくというのが1点目でございます。

また、汚染源に水を近づけないという観点から特に雨水対策といたしまして、タンクの天板へ雨どいを設置して、汚染された水を増やさないようにするという措置も追加対策として挙げているところでございます。

3番目の汚染水を漏らさないというところにつきまして、これまでも護岸付近の水ガラスによる地盤改良、あるいは海側遮水壁の設置、タンクの増設といったような措置を講じてき

ているところでございますけれども、それに加えて追加的な対策といたしまして、溶接型タンクの設置の加速化。津波対策として建屋の防水扉等の設置。更に、建屋からの汚染水の漏えい防止。あるいは非常に長いループになっているものを短くしていくという対策、これを行うべしということで汚染水対策委員会の中で御議論いただいたところでございます。

特に、この中で汚染水のタンクの増設につきましては、これは溶接型タンクの設置に加えて、やはり地震による内容物の液体表面の揺れに備えて十分なタンクの容量を確保するために、現在、関係事業者の協力を促し、これは国も前に出て、官民を挙げて可能な限り増設の加速化ということが必要であると提言されております。

また、追加対策の中で、技術的難易度が高いものにつきましては、例えば港湾内の海水の増加でございますとか、土壌中の放射性物質の除去といったような難しいものにつきましては、平成25年度の補正予算の拡張ということで技術の検証等の取組を進めております。更に、リスクが残存するトリチウム水につきましては、いろいろな選択肢、分離する、貯蔵する、あるいは放出をするというあらゆる選択肢について総合的な評価を行って、これを整備していくということが必要ではないかということでございます。以上が、追加対策の内容でございます。

2番目として、風評被害対策としての情報発信、その強化ということでございまして、これにつきましては引き続きしっかりと科学的な根拠に基づいた情報発信、これを国際的にも開かれた形で行っていくべく関係省庁が連携をして一元的な対応をしていくということ。これが12月20日の原災本部の中で決定されたということでございます。これに向けて現在も関係省庁一丸となって対策に取り組んでいくという状況でございます。以上でございます。

(近藤委員長) 御説明、ありがとうございました。それでは、少し御議論いただきましょうか。代理からどうぞ。

(鈴木委員長代理) ありがとうございました。重要なお話を伺ったと思うんですが、幾つか初歩的な質問ですが、まず最初の福島復興の加速なんですが、帰還の話なんですけれども、こちらのほうは子ども・被災者支援法の基本方針が出ていますけれども、あれとの関係はどう考えればいいんですか。それをちょっと聞きたいのがまず1点です。

それから、このところは何回も地元との協議を踏まえてということが出てきますけれども、この新しい方針をつくるまでに、地元とどうやって具体的に協議されてきたのか。その辺のお話をちょっと説明していただきたい。今後も地元の意見をどうやって組み入れるか大

変大事だと思imasるので、中でも多様なニーズがあると書かれていますけれども、実際にそれをどうやって吸い取っていくのかというのが大事なことだと思います。そこのお話をちょっと伺いたいです。この2点、まずいかがでしょうか。

(戸高参事官) まず、今回の指針の位置づけにつきましては、原発事故を踏まえて避難指示をかけている12市町村の皆様がおられます。そういった方について区域見直しをしながら、これから帰還に向けて防護措置を講じていく、また賠償も行っていくということで、避難指示をかけた区域の皆さま方に対する対策を中心にまとめさせていただいております。

他方で、先ほどお話がありました子ども・被災者支援法の基本方針、これも政府の方針として別途決定しております、福島復興ということではこれは一体として考えられるというふうに思っております。この支援法の基本方針では、それぞれ中通りを含めた福島県全体の対策、福島県外の対策も含めて、それぞれ施策がございますので、それぞれの施策を必要とされている方にしっかりと対策をやっていく、そういった整理で今回考えております。そういった意味では、この指針については福島復興全体を網羅しておりますけれども、子ども法の個々の施策でそれぞれの必要な方に対する措置というものは、それぞれ施策毎に講じていくという立て付けではないかと考えております。

(鈴木委員長代理) そうすると、今回は12市町村の避難された方々のための対策を中心に。

(戸高参事官) そこを中心に記述させていただいております。

(鈴木委員長代理) 実際には福島全体の復興の枠組みも進んでいると。

(戸高参事官) はい、全体の復興の枠組みとして今回決定しているわけでございますけれども、今回盛り込んだ中身としては、避難指示のかかった地域の方への取組が中心であるということでございます。

それから、もう1点の地元との協議ということでございますけれども、これまで私どもとしては、区域見直し、避難指示をどうしていくのかということでございますけれども、今までの区域見直しにつきましては、それぞれの町と協議させていただいております、大体全体で二百四、五十回程度、住民の方に対する説明会を行いながら議論してまいりました。そういった中で様々な御要望、思いといったものを聞かせていただいて、その中で帰還に向けて必要なものは何なのか。そしてまた新生活を始めるに当たって必要なものは何なのかということについて様々な御意見をいただいて、そういった御意見も踏まえて、今回、安全・安心対策、賠償の追加の検討、またオンサイトの取組についても盛り込んでおります。私どもだけではありません。除染については環境省、復興庁、文科省、各省がそれぞ

れ地元と取り組んできたものを踏まえて今回まとめたということでございます。

まとめたというのは大きな方向性をまとめたということでございますので、こういった方向性をもとに、それぞれを課題にこれから更に地元の自治体の皆さんと具体的な対策を協議していくというのが実はこの指針の肝でございまして、この方針に基づいて、具体的な取組を進めていくということをしかりとやっていきたいと思っております。

(鈴木委員長代理) そのところなんですけれども、地元の飯館村もそうですし、村の中でいろいろありますよね。区域が違ってきますよね。したがって、地元といってもいろいろな立場の方がいらっしゃるって、なかなか意見が異なるということで苦労されていると思うんですが、どういうメカニズムというか枠組み、例えば地元説明会とおっしゃっても、いろいろな立場がある方が一緒に集まってやるのか、どういう設計としてとらえているのか。

(戸高参事官) これはそれぞれ各町の中での御事情がありますので、私どもはそれぞれ各市町村の方と御相談して、どういったやり方が一番住民の方の御意見を踏まえるのに一番いいやり方なのかという、決め打ちをせずによく御相談しながらこれまで進めております。

(鈴木委員長代理) 柔軟にやってきている。

(戸高参事官) 大規模な説明会でやるのか、もう少し小規模の形で吸い上げるのがいいのかということも含めて、御事情が違いますし、町の中でいろいろな御意見がありますので、そこは十分に御意見を伺えるような形で対応していきたいと。

(鈴木委員長代理) 大変重要なところなので、過去の記録なんかも見れるんですかね。そういう説明会の記録とかそういうのは、どこでどれだけ説明会をやったかとか。

(戸高参事官) これは各市町村で基本的には開催されておられて……。

(鈴木委員長代理) 自治体のほうで。

(戸高参事官) 私どもがそこに出向いていくという形になっておりますので、町と御相談の上ということだと思いますけれども、基本的には町のほうで対応されていると思います。

(鈴木委員長代理) 各自治体のところに行って説明する。

(戸高参事官) そうです。基本的にそういう対応をしております。もちろん、国のほうで関係省庁と一緒に出かけって説明するというのもございますので、両方あるかと思えます。

(鈴木委員長代理) 関連して、後半の廃炉・汚染水対策のほうも地元との対話の話が非常に重要だと思うんですが、協議会をたしかつくれるというお話があったと思うんですけれども、それは今はどういう状況になっていますか。

(上田対策官) 御指摘のとおり、廃炉・汚染水対策について、具体的にこういうことをやって

いるというわかりやすい説明をしっかりと行っていく。あるいはコミュニケーションの在り方について、地元の方々の御意見をいただくべく、福島評議会というものを実施する方向で今準備を進めているところでございます。なるべく早いタイミングで開催を調整しております。

(鈴木委員長代理) 今までは、どうされていたんですか。

(上田対策官) 9月に現地の事務所を開設いたしまして、いろいろな自治体の御要望を踏まえて、説明の機会を設けていただいて説明してきたということがございます。東京のほうでもイベントがあればその都度プレスブリーフィングをしたり、あるいは福島のほうでも同時にプレスブリーフィングをしたりということで、丁寧に説明してきているつもりではございますけれども、やはり地元の方から見ればまだまだということもあるところでございますので、それはしっかりと御意見を受け止めてということでございます。

(鈴木委員長代理) そのところが一番大事なので、よろしくをお願いします。あっちこっちからやはり国の取組についてわかりにくいという意見がありまして、我々もホームページとか紹介するんですが、やはり実際にやっておられる方々の生の声を聞きたいということで、是非人数少ないから大変だと思うんですが、福島評議会ができると、また担当のチームか何かができるんですか。

(上田対策官) 現在の体制の中でやっていく方向でございますけれども、9月以降、内閣府の中に廃炉・汚染水のチームを設けて、各省からも協力をしていただいて、政府一丸となってやっておりますので、その体制の中でしっかりとやっていければと思っております。

(鈴木委員長代理) 復興庁との関係はどうですか。私は復興庁の皆さんも多分いろいろ聞かれていると思うんですが、復興庁の動きと今の内閣府支援者チームと汚染水廃炉対策チームの関係はどうなっているんですか。

(戸高参事官) 支援チームから見た考えでございますけれども、例えば避難指示解除の議論、区域見直しといったときに、結局その地域の住民が帰還されるとなった場合に、もちろん線量のご不安とかもありますけれども、帰ったときに、例えばお仕事があるかとか、インフラは整っているか、水の安心は大丈夫なのか。様々な課題が出て、その中では原発は安全なのか。汚染水は大丈夫なのかという質問も合わせて当然出てまいりますので、基本的に考えられる御要望が出てきた場合、関係者は一緒に行くことで対応しております。

御指摘のあったとおり、オフサイトとオンサイトのところをもう少し、今後協議会が始まりますけれども、しっかりと連携していくことは大事だと思っておりますので、そこは住民の方の御意向にしっかりと添えるようにしていきたいと思っております。

(鈴木委員長代理) それを是非よろしくお願いします。

最後の質問は、費用負担の件なんです、国が前面に立って負担するという事の中で、当然賠償は東電がやるということになってはいますが、今後、特に廃炉のほうを聞きたいんですけども、分社化の話があって、それから賠償支援機構とIRIDとの関係も報道されていますが、国が直接まだ廃炉・汚染水対策にお金を払うということではなくて、今のところは研究開発支援ということになっていると思うんですけども、将来は国が直接お金を払うということもあり得るという方向で議論は進んでいるんですか。そこら辺はどうなんですか。

(上田対策官) 今後の対策についてどういう具体的な在り方がいいのかということを検討しているところでございます。これまでおっしゃるとおり、廃炉・汚染水については、特に技術的内容の高いものというところを中心に国がやってきたということでございますけれども、今後どういうやり方がいいのかということも含めての検討になると思います。

(鈴木委員長代理) 体制のほうも大分一本化されるということなんですけれども、結局最後の意思決定と責任はどこにあるのかというところが、やはりこれは海外から見てもわかりにくいと言われて説明がなかなか難しいんですが、その辺も一本化するということで是非検討をお願いしたいと思います。その辺はいかがでしょうか。今はまだ東電が最終的には決定するということですか。廃炉・汚染水対策については。

(上田対策官) これは事業者として責任がございますし、一義的に事業者が取り組まないといけないところもございますし、他方それだけではうまくいかないというこれまでのいろいろな御指摘を踏まえて、国が前面に立つという取組を今進めているということでございます、そこをうまく連携して全体としてうまく進められるようにしていくということが我々にとっての責務だということでございます。

(鈴木委員長代理) 我々のお願いとして、見解文として第三者機関をつくって透明性を高めるということと、それから将来は専門の廃止措置機関のようなものも検討していただきたいということをお願いしているんですが、そのような可能性も検討されていますか。

(上田対策官) 先ほどちょっと御説明がありましたけれども、具体的な廃炉の、どういう組織にしていくのか。これは廃炉推進に向けていろいろな人材を活用して、廃炉支援業務と賠償の業務を連携していくという観点を含めて、今の機構の活用も含めてどうやっていくのかと、今検討しているということでございます。

(鈴木委員長代理) よろしくお願いします。やはり国民から見ても、私から見ても、複雑でわかりにくいというのとそれから最も効率的、コスト効果も高く、透明性を高めた措置をとっ

ているという説明をするためにも体制をすっきりしていただきたい、長い期間これからかかる事業ですので、体制をつくるのにも時間がかかるのかもしれませんが、恒久的な、ある意味では長期的な取組ができる体制に整理していただきたいと思います。よろしく検討をお願いします。

(秋庭委員) 御説明、ありがとうございました。福島復興の加速に向けてのポイントについて御説明いただきましたが、この御説明にないところについてお伺いしてもよろしいでしょうか。帰還に向けて様々な対策をとられておりますが、特に、避難指示解除準備区域の方々は待っていらっしゃる方が多いと思います。しかし、その中でも自主避難なさった方とか、それからあるいは帰れる地域の方であっても、子どもの健康のことが心配で帰れない方々がいらっしゃると思います。このように、この帰還の対策に書かれてない部分の方々に対して、どうアプローチしていくのかということについて、是非お伺いしたいと思っています。

それから、2番目に、帰還なさることについて安全・安心対策というのは大変重要だと思っています。先ほども、もう何十回となく説明会を開いて、各省が出向き、いろいろ伺っているということですが、例えばいただいております資料1-2の加速に向けてという最後のところのページですけれども、各省のいろいろな予算の一覧のところを拝見しても、似たような取組をしています。最後の(4)の住民にとってわかりやすく正確なリスクコミュニケーションということも、これは今後帰還に向けて大変重要なところだと思いますが、例えば消費者庁が食品と放射能に関するリスクコミュニケーションとやっていますが、同じく厚労省が食品安全に関するリスクコミュニケーション事業もやっていたり、こういうような同じような事業をどのように連携しているのか。それは災害対策本部の支援チームが調整をとってうまく役割分担をしていただいているのでしょうか。省庁の役割分担の在り方と、コーディネートの方というのでしょうか、そんなことを伺わせていただけるとありがたいと思っています。

いずれにしろ、資料1-1の最後に地元と十分に協議し、福島再生の道筋を順次具体化とありますが、先ほど、鈴木委員長代理からのお話にもありましたが、地元と十分に協議するということには是非力を入れていただきたいと願っています。

それから、資料3の廃炉汚染水問題に関しては、なかなかわかりにくい部分が多いので、それをきちんと説明していただきたいと地域の皆さまも思っていると思います。2.の風評被害対策としての情報発信の一層の強化というところで、情報発信を国際的に開かれた形で行うと書かれておりますが、国際的に開かれた形というのは、具体的にどういうことを示し

ているのでしょうか。先ほどから委員長代理も海外からもいろいろ御質問があるというように言われておりますが、今の情報発信の在り方で、不十分であればどういう形を目指しているのか、具体的に伺わせていただければと思っています。以上、よろしくお願いたします。(戸高参事官) まず、地元と十分に協議していくということですが、まさにそういった考え方でこれから一層しっかりやっていきたいと考えております避難指示解除という議論がこれから出てくるかと思うんですけれども、私どもとしては、帰ることができる環境をつくっていくということが重要でございまして、帰ることを強制するとか、そういったことは当然ございません。帰りたい方は帰れるようにというような環境整備をしていくということですが、基本的には線量に対する不安については健康安全対策をしっかりしていく。インフラの整備、それから住宅ですとか、教育、様々な面が整わないと帰るということにはなかなかならないと思いますので、これはどれか1つということではなくて、それぞれの課題を1つ1つ解決することによって、1人でも多くの方が帰れる環境をつくっていく、そういう考え方でやっていきたいと思っています。

自主的に避難されている方についても、子ども・被災者支援法での取組で、これも各省それぞれ対策をまとめておりますので、そういった取組をこれからはしっかりとやっていくということだと思います。

それから、安全・安心対策につきましても御指摘もございました。これも先ほどリスコミについてのお話もございましたけれども、リスコミでございますと、これは環境省のほうで取りまとめをされております。消費者庁、各省のリスコミでございますけれども、それぞれの取組を取りまとめて政府全体としてまとめるという取組は環境省がやっております。他方で復興庁、私どもを含めてそれぞれ地元と協議しておりますので、関係省庁とのいろいろな協議、そして相談も密に行いながら、今回こういった安全・安心対策を、関係省庁連携して取りまとめているところでございます。

こういった方針で、カチッと決まったものが出ましたので、これに立ち返りながら、地元の方にしっかりとメリットが感じられるような取組にしていかなければいけないと思います。これを並べただけでバラバラにやっているということでは意味がありませんので、それをしっかりと意味のあるものにしていくことはこれから肝に銘じて取り組んでいかなければいけないことだと思っています。

(上田対策官) 国際的な広報でございますが、これまで必ずしも正確な情報が際立ってなかったというところがございまして、例えばタンクから300トンの漏えいといったときに、こ

れが3,000トンとか、発表自身が間違っていたというようなこともございます。それは日本からの情報の発信が非常に十分でなかったという反省も踏まえまして、特に10月以降、例えばIAEAのホームページを通じて、国際的に今の廃炉・汚染水の情報を発信したり、あるいは在京の大使館、あるいは国内外の報道関係者に対して、何か進捗、あるいは情報説明会を行うということで、例えば日本の水産物の状況がどうなのかということについて、報道関係者、大使館にブリーフィングを行うとか、海外のメディアに対してもしっかり情報提供をする。

例えば、4号機の燃料取り出しについても事前に海外メディアに現地の取材をしていただいたり、そういった機会を設ける。更には、官邸等のホームページ、ここで英語の情報をしっかり発信するというので、そういった取組を廃炉・汚染水のチームを中心にしっかりこれからもとらまえてより充実したものにしていくということで取り組んでいきたいと思っております。

(秋庭委員) ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(近藤委員長) 私からは、1つは、先生方は住民との対話を気にされているんですけれども、もちろん基本原則は住民自治の世界ですから、一義的には基礎自治体の責任ということで、基礎自治体を越えて国がやるということはある得ないところが原則であります。しかし、直接国にいろいろものを申してくる住民の方もいらっしゃるという中で、それをどう扱うかということで多分苦労され、苦労するのは思いますけれども、やはり原則は大事で、住民生活に関しては基礎自治体の権能なり責任があるわけで、それが憲法の原則ですから、そこは大事だと思います。

今、非常に難しいのは、避難されているということで、自治体と言いながら、現実に実体として機能する姿で存在しているかということがあって、行政行為はなされているんだけど、従前と同じようにはない、様々な困難に直面していることは確かだと思います。その御苦労は皆が汗をかいて背負っていくしかない、市町村の行政は大変苦労されていると理解しています。で、そこは国がなりかわれるものはできるだけなりかわって努力するしかないのかなと思っております。

現在、市町村ごとの住民意向調査の結果が、3町村ぐらいはまだ終わってないと思いますが、11月、12月の段階で結果が速報値ですが公表されています。バラッと見ますと基本的には戻りつもりはないという住民の方が5割を超えている。特に若い人はもっと高い割合という現実がある。その主たる理由は、第一には放射線等々の原子力発電所関係、第二が、

もともと帰還困難区域が含まれていますので、時間がかかるということで、計画することができないということ。そしてまた現実問題としてインフラの整備、コミュニティの再生が見えないから、そういうことは考えにくい。この3点が重要な理由だったと記憶しています。で、まずは、廃炉、汚染水対策をきちんとやってもらわなくてはと思いました。

時間の問題は、帰還困難区域の除染の実証事業がなされて、最近データが取りまとめられて公表されていますけれども、それを見ると、やればできるけれども、どう攻めるかという感じ。まだ、全部の結果は出てないみたいですが、一応公表された結果を見る限りは、やればそれなりの効果があるんだけど、これをどうやって自治体のプログラムに翻訳し、織り込んでいくかが大事ではということで、環境省の環境回復検討会ですか、よく勉強されておられると思いますけれども、つい最近の第10回でその成果が報告されていますが、これを今後の除染計画の設計に活かしてある程度予定表的なものが見えてくればまたそれなりの展望が開けるなということで、あの事業の評価と活用を是非きちんと環境省にやっていただくことかなという感じを持っているところです。

それから、もう1つのリスコミに関しては、もう長くやってきて、いろいろな問題が整理されてきていると私は思っています、やはり百聞は一見にしかずというわけではないんですけれども、測って、大丈夫、放射性物質が少ないよ、というのがどうも一番インパクトが大きいみたいですね。

原田先生かな、この間、テレビかどこかでやっていたけれども、幼児用のホールボディカウンターを試作品をつくっておられて、結果はもちろんカリウムがボンと出てきて、あとは無きに等しいという結果をもらうんだけど、それでも、放射能が将来入るかもしれないと思っておられて、定期的に測りたいとお母様方が感想として述べられているところがありましたけれども、そういうふうなことについてのこれまでの経験を総括した上で、更に効果的な取組をすることについてお考えいただくことがいいのかなと。これは環境省の仕事ですか、基本的にはリスコミのところは。

以前はそういう勉強会があったんだけど、最近は委員会的なものがまとまってやっているというよりは、もう具体的な仕事をしているという、そういう整理なんですかね。ちょっとそういう総括的な仕事は見えにくいんですけど、パラパラとした印象論で言って大変申し訳ないんですけど、そういう取組の総括ということも定期的にやって戦略を再構成することがあってもいいのかなという感じを持っています。

それから、今、鈴木代理が気にしておられた、子ども・被災者支援法の話、最後にちょっ

とおっしゃられたけれども、違う自治体に属することになった方、福島を離れてしまった方をどうするかという問題、これは方針として、どこに行かれても、被災者という関係は継続するという整理をしてケアしなさいという方針を採用せよということと、住民自治の原則とどう整合させるかということ。今はたしか関係基礎自治体間でコミュニケーションをとって、何らかのケアができるようにしようと、たしかそういう整理になっていると思うんですけど、住民自治の原則とそういう支援、被災者であるということ踏まえたケアということをどう整合させ、とるべき具体策が問われている。私の理解では、一応関係自治体間のコミュニケーションで、目が行き届くのかどうかという問題があるにしろ、取組がなされているという整理だと思うんですけども、私どもとしては、引き続き関心をもって目配り、気配りを忘れないようにしていただくということが大切と思っています。

それから、オンサイトについては、1つは、一般的にここに書かれている対策は私的に言いますと、ある種の設計論なんです。設計論というのは、こういう方針のもとにこういうことをやればいいんだと言うわけで、それはそれで大切なことなんですけれども、現実、現場がある、現場は動いている、毎日変化しているという状況の中で大事なものは、オペレーション、管理であり、そこではリスク管理がとても重要になるわけです。

リスク管理というのは、1,000の対策を打って、1つでもミスがあるとミスがあると報道をされておしまいになっちゃうという、非常に辛いものなんです。そのつらさというものを覚悟してやらなきゃならないんですけども、そういう意味の品質管理の基本原則をもう少し現場に反映することをしないと、我々は現場的に言うと先手管理という言葉を使うわけですけども、問題を先取りをしてとらえて手を打つということがリスク管理の現場管理の原則なんだけれども、設計論でやっているとしたら、9割方あっているんだけど、その残りの1割のところの問題が起きちゃうんですね。そこをどうやってつぶすかというところが難しいんです。そのところが今のシステムでももちろん大事なものは、東電の現場の担当者のリスクセンスになるわけですけども、そのところにどれだけリソースを注力するか。それが不足すると後手、後手になってしまうところ、経営センスの問題ですが、難しいんですよ。

これは特に福島だけじゃなくて、どこの現場でもこの問題に苦勞するんです。ですけど社会のアテンションが高いし、福島の復興にトータルに影響を与えることを考えれば、そのディテールに対するアテンションのレベルをいかに上げて、先手管理を実現していくか。そういう問題意識をもったリーダーシップがないと、うまくない。私はリーダーシップの問題だ

というふうに思っているんですけれども。トップマネジメントの問題意識、リーダーシップを発揮させる仕組みをつくらないと、いつまでたっても変わらないというふうにも思います。そこで国が前面に出てというけれども、国が前面に出ても、そこがエッセンスだということに関係者が理解しないと問題は何も解決しないんですよ。現場感覚がない人たちがいくらやっても駄目なので、そこはやはり現場感覚のある人を投入することが大事で、海外の人はいろいろコメントする、共通しているのは、現場を知っている人を使いなさいよという言い方です。そこがエッセンスなんですよ。それを現場対応を検討するときに是非お考えいただけたらと思います。いただいたほうがいいかなと私は思います。

それから、情報発信の問題なんですけれども、これは1つは地域社会に対する情報発信の問題ですけれども、これは努力されていると思うんですけれども、ここも同じ問題というか、私の感じている最大の問題は、まさしくさっきの原理原則に立てば、地域社会、地元自治体という組織が住民自治の原則からしたって、自治体を通じてというのが原則だと思うんですけれども、自治体を離れて状況の変化待ちという状況にある方々がいらっしゃるわけで、そのような人々に対する情報機能は自治体で十分か、機能しないことがあるかもということ絶えず念頭に置いて、そこをどうするかということに対して、最初に申し上げたことと同じですけれども、ケアをしないと、そこは是非工夫しなければならないところです。

我々が最初に郡山かどこかで御意見を聞く会をやったときに、話題になったのは、避難されているグループの方の中で、壁新聞みたいなものをつくって、情報を流通することに意味があるという時代だったんです。それぐらいからそういう問題が一貫してあるわけです。この状況において、どうやってそういう人たちに情報が届くかというところについては、ちょっと地元の皆様と相談してという言葉の中でカバーできてない部分があるのかもしれないと思います。そこは是非よくお考えいただいたほうがいいのかなと思います。

それから、廃炉対策の問題、国が前面に出ると、皆さんおっしゃるのは気持ちはわかるんですけど、責任の所在からすればこれは東電問題なわけですよ。廃炉については我々は一般的な意味では、廃止措置の費用を積んで当事者責任でやることにしてあるわけだから、それは当然東電の問題だと考えるんです。ただそれについて技術的に特別難しいことがあるに違いないということで、原子力委員会として、中長期対策の検討会をつくって、その部分については広く使える技術でもあるとすれば、国に先行的にさせていただく、そういう構造をつくったわけです。だから、その構図は間違っていないと思うんですけれども、責任問題との関係の整理ができてなかったのかなという思いがちょっとあります。

しっかりと組織をつくれというのは、責任と資源の出どころの関係においてどういう管理運営組織が最適かということを考えて決めればよいことだと思うんです。責任が見えないのが一番困るわけです。さっき言ったリーダーシップを発揮する、トップマネジメントがどこにいるんじゃないかということが見えて、その人の指揮のもとでちゃんとした仕事がなされることわかることが肝心なのです。そこがエッセンスなわけです。そここのところについて国が前面に出ると言いながら、実際は、よく聞くと、号令だけ出ているけど、実際は委員会でぐちゃぐちゃやっているとなると、海外から見ると非常にわかりにくいんですよ。TMIの場合は、GPUがベクターにやらせたわけですね。研究の部分はアイダホが引き受ける。

そこでかなり重要な役割を果たしたのはNRCで、NRCは現場を安全確保されるということに関して規制する責任がありますから、その責任の観点でNRCが仕切った部分があるわけで、それがあつた種統一感を与えたことは確かだと思うんですけど、そここのところは我が国、今は規制庁が特定原子力施設という言葉をつくって、規制上の入れ物はつくってあつて、ちゃんとした活動をしていただいていると私は思っていますけれども、そのビジビリティが低いのもかもしれない。しかし、国が前面に出るといって、東電は引かざるを得ないということの中で、ビジビリティが悪くなっているところはどうするんだということが肝心のことにみえる。そこは少しよく考えて、プリンスプル、何を大事にするかということについて十分詰めて、それから責任の問題のオーナーシップを明らかにする。これはとても重要だと思います。そのことをきちんとやっていただくこと。

そして、そうすることによって、情報発信の問題がクリアになってくるわけで、情報を、海外の人が言われるのは、結局いろいろな情報があつて、福島のことの違うように伝えられるのが一番困るということ。勿論、一本化とか統制なんかできっこないわけなんで、それはそういう社会の中で、どうやって情報を、遠く離れて見たときに、何だかわからない、2つ情報が来るよというところをどうやって、相手が正しく理解できるようにするかということがポイントだと思います。それをどうやって、混乱の可能性を排除できるかはなかなか難しいです。

そここのところはそういう情報空間に暮らしているということに覚悟して、情報を出していくとか、情報を整えていくとか、その仕組みはよく考えて作り込んでいくことをしないといかんですよ。そここのところは、私はまだまだ苦勞しているなと思っていますけれども、そこがこの程度でいいと思っておられるのもかもしれない。このぐらいではないかと思っているのなら、それはそれで覚悟ということなのでしょうが、しかし忘れてならな

いのは、福島の方がどう思うかです。それに、海外の人も原子炉事故の後始末で、とんでもないことが起きて混乱したことになってしまうのは困るなど思っている。そういうオーディエンスがいる、いろいろな思いをもって気にしている人がいることを思って行動されるか、そのことについてはもう繰り返し責任者が組織の隅々に至るまで、そういう思いを伝えてくかというリーダーシップの影が至るところに見える、我々はそういうところを使いますけれども、そういうような努力をしていただく以外にないわけで、それもそういう号令を誰がかけるかという問題になっちゃうんですけれども、是非工夫されたらというふうに思います。言いたい放題言いました。

(戸高参事官) お話を十分に踏まえてしっかり対応していきたいと思います。意向調査のお話ありがとうございましたけれども、確かにそれぞれ住民自治という中で、それぞれの首長さんがそれぞれの立場で、町をまとめていくという大変な御苦勞をされていて、それは置かれている状況によって、それぞれスタンスもまた当然異なっています。12市町村と申し上げてもそれぞれ全然課題が違いますし、それぞれに応じた対応をしていくというのを基本としてやっていかなければいけないと思います。

意向調査をやっておりますけれども、やはりその中で、なかなか帰らないという方が増えておられるわけです。準備区域についてはまだ帰るとい方が多いわけですが、決めかねている方もおられて、決めかねている方も含めて、除染をちゃんとやってくれ。それから、健康不安対策をしっかりやってくれ、大前提として第一原発の安定とありますので、今回、そういった要望、そういった意見ということも踏まえて対策をそれぞれ打ってきたものをまとめたというつもりでございますので、これを更にしっかりやっていくということだと思っています。

リスクのお話もございましたけれども、これも町ごとにロードマップをつくっていくことにしております。規制委員会の基本的考え方でも、町ごとにロードマップをつくって取り組んで、まさに個人線量を把握するということで、個人線量計を配りまして、これは希望ベースですが、個人線量計を配りながら、しっかりと自分の放射線量を見ていただくという取組は1つの例です。その際に健康相談、そういった体制もつくっていくということもセットとしてやっていくということになりますので、これも町ごとのロードマップをつくっていくことも規制委員会の考え方に基づいて関係省庁でしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

(上田対策官) いろいろ御指摘をいただきまして、情報提供のところにつきまして、我々これ

で十分だと思っているということは全くございませんで、常に正確な情報を発信していくということにどれだけ対応できるのかということで、いろいろな方々の御意見もいただきながら、必要な改善を図っていきつつ、広報対策をしっかりやっていきたいと思っております。

また、現場のところ、御指摘はごもっともでございます。我々も現地の事務所をつくり、あるいはタンクの不足の問題であれば、東京の本店から話を聞くということではなくて、もう現場でどうなっているのかを聞いて、現場での問題が何なのか。何がリスクなのかというあたりを、国がすぐできることは何なのか。関係業界で他の協力ができないのかどうかといったようなこと、これは取組の一部ではございますけれども、そういった現場に立脚した取組をこれからもしっかりやっていく、そういうことが非常に重要だと思っておりますので、今日いただいた御指摘も踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

(近藤委員長) それではこの辺で終わってよろしいですか。どうもありがとうございました。

事務局、その他議題をお願いします。

(板倉参事官) その他議題でございます。資料第2号としまして、第40回の原子力委員会の議事録を配付しております。

それから、次回の会議予定について御案内いたします。次回の第3回原子力委員会につきましては、開催日時は1月21日火曜日、10時半から、中央合同庁舎4号館の1階123会議室を予定しております。

以上でございます。

(近藤委員長) では、終わってよろしいですか。

それでは、今日はこれで終わります。

—了—